

今月のテーマ

精神・知的障害の障害認定の 地域差は解消されるのか？

ガイドラインの目的は、障害認定の低位平準化

■いったいどうなっているの？ 障害年金の認定

年金請求書の用紙をなかなか窓口でくれない。きちんと説明をしてくれない。年金事務所になんども通っているが、ささいな書類不備でも、受け付けてもらえない。「その程度では請求をしても無駄ですよ」と心ない言葉を窓口で言われた人もいます。障害年金の請求は、思った以上に当事者に負担を与えています。途中で請求をあきらめてしまう人もいます。

ある経営コンサルタント会社は、社会保険労務士に障害年金手続き市場への参入を訴え、事業開始時に400万円程度支払うと、HP制作などの個別サポートを受けられるようにしているそうである。

窓口サービスの低下が、営利企業を年金請求手続きの市場へ呼び込んでいます。

精神障害年金研究会の会員である山口多希代（PSW）さんは、パブリックコメントのなかで、「認定医は診断書1枚にかけられる時間は1分に満たないという現状にあるという報道」があったことを紹介しています。初診日の証明をとり、なんども医師のもとに通い、戸籍や住民票も手に入れて、ようやく年金請求書をだしたのに、わずか数分間でろくに診断書も見ずに障害が認定されています。こんな実態を知れば、障害者は怒ります。

私は多くの社会保険労務士さんとつきあいますが、みなさんが異口同音に言われていること

は、あまりにも障害認定はずさんであるということでした。こんな状態ですから、審査請求で最初の決定（原処分）がくつがえることも結構あります。

■共同通信が火付け役となった障害認定の地域格差

2015年1月15日の高知新聞（共同通信配信）では、「厚労省方針 障害年金支給格差を是正地域差6倍受け」というタイトルの記事が掲載されました。記事によれば、厚労省が2010～2012年度の3年間を対象に、都道府県ごとの不支給割合を調べた結果、最高の大分（24・4％）と最低の栃木（4・0％）の間で6・1倍の差がありました。地域格差のことは以前から言われてきたのですが、具体的な数字で示されると大変に衝撃的です。こうした地域格差は、就労による支給停止、初診証明の取扱いなど、障害年金の実務的な面でも見られます。

厚労省「日本年金機構は、今年の2月19日には、精神・知的障害に関する専門家を集め、「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」以下「格差検討会」という）を開催してきました。

入です。（左表参照）
認定の第1段階では、診断書に書かれている「日常生活能力の判定」と「日常生活能力の程度」との組み合わせで指標化し、その指標と診断書を照らし合わせて等級の目安を決めることになりました。これは、日本年金機構の事務職員に役割とされます。

障手帳・療育手帳なども参考にされ、所得額も障害評価要素に組み入れられます。こうした指標化による障害認定をおこなえば、地域格差は解消するはずであるというのが、厚労省「日本年金機構の考え方」です。

「日本年金機構は、診断書作成医むけに記載要領をつくり、医師の判断に一定の方向付けをおこなうことを狙っています。また、障害認定にあたっては本人に追加資料を求めることも検討されています。」

④2012年6月には再診断の取扱い要領が改正され、診断書の内容などに疑問があるときはいつでも行政が調査できるようになっています。

ガイドライン 二段階認定システム

ガイドラインの認定システム	ガイドラインの問題点
請求前段階 ①診断書作成医むけ記載要領の作成 ②本人に新たな提出資料を要求	1. 診断書作成医に予断を与える可能性 2. 目安の合理性に疑問 3. 目安に合わせて診断書作成の可能性 4. 障害に関する専門知識を欠如した事務方の役割 5. 客観要素が重視されると認定の厳格化が進む可能性 6. ブロック制による中央集権的認定の問題性
第1段階 事務レベル 目安に基づき、等級の見通しづけ	
第2段階 認定医などによる総合判断 ①客観資料重視 ②再診断取扱い要領 平成24年4月	

厚労省・年金機構案と私たちの提案

ガイドラインの作成	私たちの提案
1. 認定基準現状維持 2. 官僚統制 3. 請求手続き自己責任論 ①請求主義 ②窓口業務の軽視 4. 認定過程マニュアル化 5. 訴訟による事後救済	1. 認定基準の抜本改正 2. 当事者参加 3. 請求手続き援助重視 4. 認定過程の充実化 ①専門家参加 ②弁明権保障 ③合意制 ④第三者機関の検討 5. 再審査、苦情処理、審査請求の充実

※上記2つの表は筆者作成

格差検討会のガイドラインの問題点

格差検討会が提案している障害認定のガイドラインの一番大きな特徴は、二段階判定システムの導



▶大阪PSW協会での講演

今回のガイドラインの本当の狙いは、客観的な指標の重視により障害認定の「低位平準化」をはかったものです。行政のマニュアル化による効率化、事務職員による事実上の障害認定の容認、認定医の裁量権の制限、厚労省「日本年金機構のコントロールの強化、これらがガイドラインの目的であり、憲法の生存権理念に反しません。今後の監視が必要だけでなく、障害者の立場にたった障害認定システムを、国民の手でつくり直す時期にきていると思います。

本稿では字数の制約もあり、格差検討会のガイドラインの中身を十分にとりあげることができませんでしたが、詳細は、精神障害年金研究会発行の「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会問題点の批判と私たちの課題」をぜひお読みください。

高橋芳樹（たかはし よしき）
精神障害年金研究会代表